



Sheppard, Mullin, Richter & Hampton LLP Washington, DC Partner
Donald C. Klawiter 弁護士



苗村法律事務所
苗村博子 弁護士



制作/レクシスネクシス・ジャパン企画制作部

—経済事犯への厳しい法執行にどう対応するか—

反トラスト法違反行為や外国での贈賄行為など、経済事犯に対する当局の目は厳しさを増している。経済事犯に科せられる罰金額は、数十億円から数百億円にのぼる。2014年9月、大阪と東京で行われた本セミナーでは、米国・日本・英国の贈賄行為規制を概観した後、米国における反トラスト法捜査、コンプライアンスおよび内部調査の実情を分析。さらに法的リスクへの対応策である「Internal Audit(インターナル・オーデイト)」の重要性と実施方法についての解説を行った。

プログラム1 外国での贈賄行為規制と 法執行への対応

まずは各国における贈賄行為規制について。登壇したのは弁護士法人苗村法律事務所代表の苗村博子弁護士。2000年以前から米国反トラスト法違反捜査事件への対応を行っており、論文「米国における反トラスト法に関する司法取引」の執筆経験もある。同弁護士は贈賄行為規制を理解するためのポイントとして、外国公務員への贈賄を罰する理由、米・日・英の法制度と運用、

厳しい法適用にどう対応するかの3点を挙げた。

「外国公務員への贈賄を罰するようになったきっかけは、米国で1977年に制定されたFCPA (Foreign Corrupt Practices Act)」。当時の日本の政財界をも巻き込んだ国際的な汚職事件であるロッキード事件が大きな注目を集め、FCPAに結実しました。その後、日本では2004年、英国では2010年にFCPAと同様の法整備がなされました」

贈賄や不正な金銭支払いへの厳しい法執行は、現在、世界的な潮流となっている。たとえば日本の自動車部品業者の元役員による中国地方政府幹部に対する贈賄事件などは記憶に新しい。外国公務員はもちろん、国内の公務員や準公務員、さらには民間に対する贈賄も、場合によっては処罰の対象となる可能性が高い。留意したいのは「Facilitation Paymentを許容するかどうか」「そして」「エージェントなど第三者による行為も処罰対象か」の2点。以上を踏まえたうえで、米・日・英の法制度と運用がどうなっているのかを見てみよう。

「米国では外国公務員への贈賄のみ

が処罰の対象となります。贈賄によって不当な利益を得る目的があったとみなされるのです。Facilitation Paymentは一定程度は許容されています。また、エージェントへの支払いの中に、外国公務員などに支払われる贈賄分が含まれ、そのことを知っていた場合、処罰の対象となります」

米国では罰金額が年々増加しているのが現状だ。2008年に8.9億ドルだったのが、2010年7月末までの7か月間ですでに13億ドルにも達している。ただし、自主申告や捜査協力によって、訴追免除や有利な司法取引、減刑となるケースも多いとのこと。

「日本の場合、民間への贈賄は対象とはなりません。NTTやJRの職員など、みなし公務員の範囲が広いので注意が必要です。Facilitation Paymentについては許容されるケースがあります。一方、英国内での贈賄は、公務員はもちろん、民間に対しても処罰の対象となります。英国では外国公務員への贈賄罪だけでなく、英国内の者への贈賄罪が定められているのです。またFacilitation Paymentは許容されないとされています」

米・日・英いずれもガイドラインを設けている。それらを参考に内部で共有しておくべきことは以下の5点。贈賄禁止を明確な方針として認識する、リスクアセスメントの徹底(事業ベースと企業体質の両面から)、デューデリジェンスの遂行、監視と評価の実施、有効な内部通報制度の構築(外部の専門家の導入)である。

プログラム2 反トラスト法捜査、 コンプライアンスおよび内部調査

続いて米国における反トラスト法捜査、コンプライアンスおよび内部調査の実情について。登壇したのはシェパード・モレン・リヒター・ハンプトン法律事務所のドナルド・C・クラウイター米国弁護士だ。同事務所においては、独占禁止法グループと訴訟グループのパートナーであり、国際カルテル調査、コーポレート・ガバナンスの問題など、企業内危機調査チームをリードし、豊富な経験を持っている。また、民事・刑事の双方において、検察官と弁護人の両方の立場からの裁判経験をもち、反トラスト法捜査対応

における第一人者とみなされている。

「現在これほど嚴重な反トラスト法捜査が行われているのは前代未聞の事態と言つてよいでしょう。米国および欧州当局は記録的な数の企業を起訴し、多額の罰金を徴収しています。米国においては100名以上もの企業幹部に刑事罰が課せられ、全員が懲役に服する可能性すらあるのです」

日本企業も例外ではない。むしろ捜査の焦点になっているのは日本企業およびその幹部だというのが、特に自動車部品に関する反トラスト法捜査は大きな注目を集めている。

「27社が罪を認め、総額4億7000万ドルにもおおよぶ多額の罰金を支払っています。あわせて25名の日本人幹部が罪状を認め、服役することになりました。これは氷山の一角であり、今後も当局が捜査を続行する可能性は大と言わざるをえません」

こうした事態に対し、会社としてはどのような防衛策をとっていいか。クラウイター弁護士はコンプライアンス研修において他にはないと断言する。具体的な状況を想定したケーススタディを通し、

同弁護士はいくつかのポイントを指摘した。

「研修全体に関してはトップおよび取締役会のサポートが必要となります。実施については、従業員、特に上級幹部を対象に義務的に行われるべきです。目的は会社の倫理や法的な原則をしっかりと伝えること。研修を通して「いまや価格操作や入札談合には、そうするだけの価値がない」という意識を徹底させることが大事です」

研修後、それらが遵守されているのかの確認も必要だ。そのためには内部調査を行うことが望ましい。内容は、価格決定方針とその実施の再調査、Mini-Auditとも言うべき、競合他社との接触についての分析、検索語彙に基づいたEメールの再調査、営業部を中心とする主要関係者へのヒアリング等々も行うべきである。

「調査には、外部の弁護士にアドバイスを受けることが重要です。最悪の場合、法律違反が確定します。仮に法律を犯していた場合、第一申告者として当局に協力すれば、起訴を免れる可能性も高いでしょう。しかし第一申告者になれなければ、起訴はもろろん、罰金を科せられ、幹部

は懲役に服することになるのです」
 外国公務員汚職や反トラスト法違反などの法的リスクに関しては召喚状や捜索令状が届いてからの対応では遅い。だが同弁護士が指摘するように、内部調査により会社の損害を最小限に留めることは可能である。



プログラム3 Internal Auditの実施方法

内部調査の手法、Internal Auditの内容を見ていこう。登壇したのは苗村法律事務所の佐藤有紀弁護士（東京実施分）と貞嘉徳弁護士（大阪実施分）。同事務所では国際カルテル案件、海外進出などのクロスボーダー案件、M&Aなどに関するアドバイスを発行しており、Internal Auditに関しても豊富な知識と経験を持つ。

佐藤弁護士らによればInternal Auditを行う意義は2つ。第1は内部統制システムとして機能させることで、従業員に対し実質的な抑止効果をもたらすこと。第2は、仮に法律違反が確定した場合、自主申告を行うことで、独占禁止法においては制裁金の減免や刑事訴追の免除が、汚職防止法においては訴追の見送りや自首による減刑が認められることである。また、Internal Auditを含む内部統制システムが適切に構築されていること自体が刑事訴追見送りの方向への考慮事情となることにもなる。Internal Auditの実施にあたり、全体の流れ

はどうなっているのか。

「まずは法務やコンプライアンスなど調査を担当する部門との打ち合わせからスタートします。大切なのは電子データや関係文書を解析するためのキーワードを見つけること。そのため、営業など調査の対象となる部門との打ち合わせも行います。そのうえで証拠となるデータを探すべく、電子データや関係文書を解析し、さらに調査対象者からの聞き取りを実施します」

調査担当部門との打ち合わせでは、調査チームの人選に始まり、懸念対象部門の洗い出しを行う。これは海外業務部門の特殊性を考慮したうえで、管理体制の有無や程度、業界の体質や慣行にまで踏み込む必要がある。汚職防止法や独占禁止法に抵触していないかなど、チェックポイントは事前に共有しておくべきだろう。

「その後、調査対象部門との打ち合わせに入るわけですが、たとえば汚職調査（許認可関係）の場合、許認可対象事業の洗い出し、担当者の特定期間、コンサルタント利用の有無、政府関係機関や政府側担当者の特定期間など、聞き取り項目は多岐にわたります」

Internal Auditではこうした細かい調査を徹底的に行うが、これは独禁法調査においてもリコール隠し等その他の法令違反等の調査においても同様である。大切なのは一連のプロセスを内部だけで行うのではなく、外部の専門家から適切なアドバイスを受けること。社外の弁護士を関与させることで、弁護士依頼者間秘密特権を行使できる範囲が広がることもありうるからである。最終的には調査結果を踏まえ、その後の対応を考えなければならぬ。

「たとえば反トラスト法違反の行為が見つかったとしたら、すぐにリニエーション申請を行うべきです。それによって会社への罰金も個人への刑罰も免れる可能性が高くなります」

Internal Auditでは従業員や経営陣に対するヒアリングも重要だが、問題となる行為を行っている人間が自ら申し出る可能性は低い。そのためフォレンジックによってメールなどの電子データから問題行動を探り出すことが重要となる。その際、得られた情報をどういった形で管理するかについても注意が必要である。

プログラム4 Internal Auditに関する技術サポートについて

最後に登壇したのは、合同会社日本カタリストでアジア担当ダイレクターを務める金丸尚樹氏。同社はアメリカを代表するリーガル・テクノロジー企業で、全米の大手1000法律事務所のうち8割がクライアントという実績を持つ。本社は米国コロラド州デンバー。米国および東京に4か所のデータセンターを設置し、150名以上のプロフェッショナルが従事している。

「弊社の特徴は3つ。ビッグデータを精査できるシステムを備えていること。クライアント自身が容易にシステム管理を行えること。英語に加え、多言語での検索が可能なこと。日本語での検索も可能で、日本企業が関わる案件も多数手がけています」

カタリスト社が目指すのは無駄なコストや時間を徹底的に削減するとともに、法律事務所とのシームレスな連携を実現すること。事実、10年以上にわたり、訴訟コストの管理とレビューチームの効率化とい

う側面で、多くの企業および顧問弁護士からの信頼を勝ち取ってきた。近年は外資系銀行の行政調査、日系食品企業の米国訴訟、外資系薬品企業の知財訴訟、外資系電子部品企業の社内調査などに関わっている。「私たちの仕事は膨大なデータを独自のテクノロジーと先進的なアルゴリズムで精査し、必要な情報のみを探し出すこと。証拠としての電子データを保全したうえで、フォレンジック分析やeディスカバリーを正確かつ迅速に実施しなければなりません。なお、サービスはクラウド上で提供しているので、データの閲覧・検索・レビューはブラウザ上で簡単に済みます」

Internal Auditではデータ保全が重要な役目を果たす。同社の試算によると、賠償金額が6200億円という事案に対し、データ保全金額は500万円程度に過ぎなかったという。この額を高いと見なすか妥当と見なすかについては言うまでもないだろう。

Internal Auditは法務とITが融合した分野。企業収益のライフサイクルに、こうした危機管理対策を組み込むことで、違反行為の未然防止・早期発見・危機管理に役立てて



いただければと思います」
 Internal Auditは「従業員のコンプライアンス意識を高めると同時に、企業の自浄作用を活性化し、会社が大きく変わる転機をもたらす。備えあれば憂いなし。法務にとって危機管理対策はいまや常識である。